

【3 市民活動促進基本計画】 6件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 175 | ・市民活動の促進が実質的に担保される仕組みとして、基本計画の策定や促進テーブルの設置は大切。 | 市民活動基本計画の策定にあたっては、学識経験者や公募委員などで構成される市長の附属機関である市民活動促進テーブルの意見を聴くこととなります。また、この市民活動促進テーブルは基本計画策定後も効果の検証にあたるとともに、必要に応じて実地調査や研究活動など、計画の実効性を高める取組を行うこととしています。 |
| 176 | ・実効性のあるものとするためには、基本計画がとても重要である。条例の実践部隊として機能するようにしてほしい。 | |
| 177 | ・計画の策定にあたっては、地方分権の充実化を視点を、協働自治の実現を目指すことを理念とすべき。 | 自治そのものは自治基本条例の中で定めています。また、市民活動促進条例では「基本理念」の中に協働の原則について定めています。 |
| 178 | ・計画に定める事項に数値などの「指標」を加えてはどうか。あるいは、計画の公表にあたって指標を用いてわかりやすく公表することを明記してはどうか。 | 基本計画の達成結果等については、行政評価の一環の中で、わかりやすい指標を定めて評価を行い、その結果については公表したいと考えています。 |
| 179 | ・基本計画の策定手続き等をどのように行うのか、市民の意見がどれだけ反映されるのか気になる。テーブルの意見だけで足りるのか、他に考えがあれば明示してほしい。 | 市民活動基本計画の策定手続きは、市民活動促進テーブル及び市内部の関係部局での検討を経て計画素案を定め、市民活動促進条例と同様に市民の皆様のご意見を募集(パブリックコメント)のうえ定める予定となっております。 |
| 180 | ・基本計画で「市民活動促進テーブル」が初出となるため説明がほしい。 | 今後も市民活動促進テーブルについてはPRに努めてまいりたいと考えております。 |

【4 市の施策（職員への啓発・市内部の連携、施策の4本柱）】 80件

<施策全体について> 7件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 181 | ・市として情報交換や人材育成、活動の場の提供、資金面での支援を行うことは本来の市の役目であり、大賛成である。 | 市民活動への支援と参加の輪が広がるように、市民、事業者及び市が協働して、情報の支援、人材の育成支援、市民活動の場の支援、資金的支援を推進してまいります。 |
| 182 | ・市の施策について、大々的にPRしてほしい。 | ご意見のとおり、条例にもとづいた市の施策を、効果的にPR活動を行っていくことが重要です。そのためには、市の広報はもちろんのこと、ホームページでの情報公開、イベントの活用、マスコミの活用、市民活動を行う団体や事業者の協力によるパンフレット、そのほか、市と団体が連携して行う市民活動に関する出前での広報活動など、多様な手法について検討し、PRを積極的に行っていきます。 |
| 183 | ・市民活動の構想の内容やレベルに応じて、具体的にどのように関わっていくのか、例示してほしい。 | 市民活動それぞれの活動内容や、その活動段階に応じた、多彩な支援策を4つの支援それぞれで具体的に例示できるよう、基本計画の中で定めてまいります。 |
| 184 | ・参加を促すため、一時的手段として、活動に参加するたびに加点し、得点に応じて参加費の割引などのサービスを受けられるような仕組みを検討してはどうか。 | これまで市民活動に参加していない市民ができるだけ活動に参加しやすくなるような仕組みづくりは、人材の育成支援の中でも重要であると考えています。今回ご提案いただいた仕組みについても、参考にさせていただきながら、具体的な仕組みを検討してまいります。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 185 | ・市の支援体制として、様々な分野で専門性のあるNPOを育成するため、委託事業のあり方などを検討してほしい。 | NPOへの委託事業としてプロポーザル事業を既に行っているところではありますが、その成果も検証していきます。 |
| 186 | ・以前は小さな団体でも助成をもらい活動することができたが、現在は休止に追い込まれている。資金を含めた市のサポートに期待している。 | 助成にあたっては公平性、透明性などに留意していきます。 |
| 187 | ・市の施策において、職員への啓発等は他の4つの支援の後の方が順序として自然のように思う。 | 条例素案では、「第4 市の施策」の部分で「1 市の支援体制」「2 情報の支援等」の順で記載しましたが、市が行う具体的な支援策も重要ですが、それらの支援策を効果的に進める上でも、まずは、職員への啓発・市内部の連携の推進が必要かつ不可欠であると考えています。 |

<支援体制について> 15件

| | | |
|-----------------|---|--|
| 188 ～ 194 | ・個人参加の先導役として、市職員が個人の意思で積極的に基金に参加するよう、職員へ市民活動の内容を周知徹底させる必要がある。（7件） | 条例にもとづいた市の支援施策を、より効果的に進め、実効性のあるものとするためには、市の支援体制の整備が必要不可欠です。特に職員への啓発をはかるため、市民活動に対する理解を深めることができるような内容の研修の実施、その他必要な措置を講ずるよう努めてまいります。具体的な実施内容については、基本計画の中で定めていきたいと考えています。 |
| 195 | ・「職員に対する研修」の具体的内容や回数等を教えてほしい。 | 市の職員も気軽に市民活動に触れ、その理解につながるような機会を研修等で設けるほか、職員自身が活動に参加しやすいような一層、環境づくりに努めてまいります。 |
| 196 | ・市職員が気軽に市民活動に参加できるよう、福利休暇等を含め、体制づくりをしてほしい。 | |
| 197 | ・市内部の支援の取組として、各部局が積極的に市民活動を行う者の力を活かし、連携して事業を行っていくことを明記してほしい。 | 様々な分野で活動する市民活動の専門性を、各部局で行う事業に活かす為、市民活動と市が連携して行う協働事業などについても検討していきたいと考えています。 |
| 198 | ・市の支援体制に、まちづくりセンターの所長の役割を明記してほしい。 | 先に制定した自治基本条例におきまして、まちづくりセンターは町内会、自治会等による地域のまちづくり活動に対して、その自主性や自立性を尊重しつつ支援を行なうものと規定しております。 |
| 199 | ・まちづくりセンター内に市民活動を促進するサブ機能を作してほしい。 | 本条例に関する事柄についても基本条例である自治基本条例に基づき適切に実施いたしますので、ご理解をお願いいたします。 |
| 200 | ・まちづくりセンター職員の意識改革、本庁での気軽に相談できる窓口の設置が不可欠。 | まちづくりセンターの地域のコーディネーター機能の更なる強化を図るため、まちづくりセンター間の情報共有を図るとともに、定期的な研修会等を実施しておりますが、今後においても、これらの更なる充実を図ってまいります。また、今後においても区役所やまちづくりセンターにおける地域のまちづくり活動の支援を積極的に行ってまいります。本庁においても庁内各部局の連携を図りつつ、支援を行なえるよう、体制の整備を図ってまいります。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 201 | ・区役所の中に、連合町内会に伝達する事項を統括する部門を設けてもらえると、全体の動きが掌握できて助かる。 | 連合町内会の活動に対する支援につきましては、各区市民部の地域振興課及び各まちづくりセンターが担っております。しかしながら、町内会活動は地域の方々の自主的、自立的活動でございますので、市から情報を伝達するといった関係ではなく、市としては情報を提供し、また、活動を支援するといった関係でありますことをご理解ください。 |
| 202 | ・市民が能動的に行動可能な環境の整備に強く期待する。 | 自主性・自発性を損なわずに活動できるような、環境の整備を行っていきたいと考えています。 |

<情報の支援について> 15件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 203 | ・市民活動への市民の理解を促進する分野に特に力を入れてほしい。 | 市民活動に関する情報の収集及び提供は大変、大切なことから市の広報はもちろんのこと、ホームページでの情報公開、イベントの活用、マスコミの活用、市民活動を行う団体や事業者の協力によるパンフレットの作成・配布、そのほか、市と団体が連携して行う市民活動に関する出前での広報活動など、多様な手法について検討し、情報収集・提供を積極的に行っていきます。具体的な実施内容については、基本計画の中で決めていきたいと考えています。 |
| 204 | ・何をしたいかわからない人が多数いるので、広く情報提供するのは大変よい。 | |
| 205 | ・大多数の市民に、必要な情報を共有してもらうためには、綿密なプランが必要である。 | |
| 206 | ・現在行われている市民活動や、今後想定している市民活動について、市民がどうやって知ることなのか、具体的に示されていない。 | |
| 207 | ・具体的にどのような形で情報集約、発信を行うのか。 | |
| 208 | ・情報の支援は重要な観点であり、実効性の高い仕組みの策定により、機能するものとしてほしい。 | |
| 209 | ・市の施策として、情報を得やすい窓口やホームページを整備し、有効に機能させてほしい。 | |
| 210 | ・学生でも気軽に参加できる市民活動があればよい。 | |
| 211 | ・市民活動促進基金を含めた、いろいろな寄附を募る募金のホームページをつくってはどうか。 | |
| 212 | ・寄附累計額が上位の個人や企業を、同意を得てホームページに掲載し、毎年、市で表彰してはどうか。 | |
| 213 | ・何かできることがあれば、広報誌で知らせてほしい。 | |
| 214 | ・広報さっぽろや道新に常設のまちづくり紹介のコラム等を設けて、日々情報提供してほしい。 | |

| | | |
|-----|--|---|
| 215 | ・「市民活動に関する情報の収集・提供」は、「市民、事業者の協力を得て、収集し、提供する」という方がいいのではないか。 | 第4市の施策2-(1)の規定は、市が、市民活動の促進を図るための情報の収集・提供を積極的に行うべきことを定めたものです。市民活動に関する情報の収集・提供を行うにあたっては、協働の原則に基づき、市民、事業者の協力も得ながら行っていききたいと考えております。 |
| 216 | ・市民理解の促進は、「積極的にわかりやすく」広報・啓発を行う、という表現にした方がいい。 | 市民活動に関する市民の理解を促進するにあたっては、多様な手法で積極的かつ、明確かつ具体的な表現でわかりやすく、広報・啓発を行っていききたいと考えています。 |
| 217 | ・「情報の提供、公開、共有」とあるが、過剰な情報保護の流れが市民活動の妨げとなっている事例もあり、どう対応するのが気になる。 | 個人情報保護に関する法令・その趣旨に反しない範囲での市民活動の促進につながるような情報の提供・公開・共有を図っていききたいと考えています。 |

<人材育成について> 17件

(リーダー等の育成、講座等が重要) 7件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 218 | ・リーダー・コーディネーター等の人材育成が何より必要。 | 市民活動の促進に当たっては、それを担う人材を育てることが重要です。市民活動に必要な人材には、様々なものがあり、それに合わせた育成が図られなければなりません。具体的には、例えば、市民活動のリーダーの育成や市民活動を行いたい人と団体をつなげるコーディネーターの育成を行う講座、市民活動をマネージメントするノウハウを学ぶ講座などを実施していききたいと考えています。 |
| 219 | ・人材の能力としてマネジメント力だけでなくカウンセリング力も必要ではないか。 | |
| 220 | ・市で、継続的なリーダー講習会を設けてほしい。 | |
| 221 | ・コミュニティにおけるファシリテーターやコーディネーターの育成や、団塊世代との連携について触れるべき。 | |
| 222 | ・活動の担い手となる人材の育成支援をより充実することで、意欲のある人々に行動の機会を多く提供することができる。 | |
| 223 | ・ビジネスで培った経験が町内会運営に活用されるような講座の開催等が望ましい。 | |
| 224 | ・活動に参加する市民に対して、活動のための技能を修得できる研修も行ってほしい。 | |

(学校で教育すべき) 5件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 225 | ・リーダー等だけでなく、サポーターや参加者の育成も必要。市民活動への参加が当たり前のことだという意識を小中学校での授業で学ぶべき。 | 市民活動の促進に当たっては、それを担う人材を育てることが重要です。特に子どもは、小さいころから市民活動について触れ、関心を持ち、理解するきっかけをもらうことで、将来の市民活動の担い手を育成することにもつながります。このようなことから、学校教育の中では、総合的な学習の時間等を通して市民活動の大切さを学ぶ機会を設け、取り組んでいる学校もあります。 |
| 226 | ・市民に対してまちづくりに積極的に参加するという認識を与えるため、教育の現場で授業等を活用してはどうか。 | |
| 227 | ・小学生のころから、ボランティアに参加する楽しさやよろこびなどを学んでほしい。 | |
| 228 | ・リーダーやコーディネーターの育成は重要であるため、小中高生へ「市民活動の大切さ」などが自然に身に付くような教育をしてほしい。 | |
| 229 | ・学校でボランティアの体験、意識を学ぶことで、「相手を敬う心」「思いやりの心」が自然に育っていくと思う。 | |

(世代に対する育成) 3件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 230 | ・人材育成は、活気ある札幌を目指して、若い方々の活動が多くなる配慮してほしい。 | 市民活動への人材の育成支援を行うにあたっては、民間経験で培った様々な技能・ノウハウを持つ団塊の世代、将来の市民活動の担い手となる子ども・若者が市民活動に参加することで、その能力を地域に還元していくきっかけづくりを行っていきたいと考えています。また、市の職員の能力を活用するため、出前講座を活用するなどの方策を講じていきたいと考えております。 |
| 231 | ・団塊世代に対し、町内会の活動や市民活動を行ってもらうための育成を十分に行ってほしい。 | |
| 232 | ・人材育成にあたっては市側の人材として有能なスタッフを派遣してもらいたい。民間から定年した団塊世代を起用することも考えてほしい。 | |

(市民活動団体の役割) 2件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 233 | ・人材の育成支援は、市だけでなく、市民活動を行う者についても、育成に努めるということを役割にしてはどうか。 | ご意見の通り、人材を育成するに当たっては、市が行う研修・講座等だけではなく、実際に活動を行っていく中で、身につく技能やノウハウがより重要です。活動に参加する人々が普段の活動の中で、その技能やノウハウを仲間に伝え、日ごろから人材を育成していくという意識は重要であると考えます。 |
| 234 | ・参加側の人材育成だけでなく、市民活動団体や町内会のある種の閉鎖性改善についても議論してほしい。 | 条例素案では、市民の役割の中で「市民活動を行うものは、活動の目的及び内容を広く知らせ、理解されるよう努めるものとします」と記載しています。日ごろから自分たちの活動に関する情報を広く発信し、理解を求めるといった意識は重要であると考えます。 |

<場の支援について> 10件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 235 | <p>・活動するための事前勉強、打ち合わせのための場所を提供してもらいたい。</p> | <p>市民活動の活発化のためには、活動の場を確保することが重要です。市民活動が地域に根付いた活動となるために、地域における市民活動の場も大切な役割を果たすことから、地域における既存の公共施設だけでなく、民間の施設も視野に入れた施設の有効活用も考えられます。施設を有効に活用するにあたっては、使用料金の問題もありますが、受益者負担の公正化や市の財政的な問題とも関係していますので、非常に難しい問題であると考えています。既存の公共施設の利用状況をふまえた利用方法の見直し、民間の空き施設の情報収集・提供の呼びかけなど、他の支援策と組み合わせながら、より利用しやすい、有効な活用方法を検討していきたいと考えています。</p> |
| 236 | <p>・施設の使用料が有料であると、資金面で厳しい部分がある。</p> | <p>区民センター等の減免制度の廃止は、厳しい財政状況への対応や適正な受益者負担の確保、利用団体間の公平性確保の観点から行ったものであり、区民センター等を利用する料金を全ての利用者に公平にご負担いただくこととしたものでありますことをご理解ください。 この条例に基づく支援といたしましては、予約方法の改善や物品販売などの規制緩和等、市民活動に使いやすい運営を行なうことを検討していきたいと考えております。</p> |
| 237 | <p>・場の支援として、市の施設の有料化が進む中で、どう取り組むのか期待している。</p> | <p>区民センター等の減免制度の廃止は、厳しい財政状況への対応や適正な受益者負担の確保、利用団体間の公平性確保の観点から行ったものであり、区民センター等を利用する料金を全ての利用者に公平にご負担いただくこととしたものでありますことをご理解ください。 この条例に基づく支援といたしましては、予約方法の改善や物品販売などの規制緩和等、市民活動に使いやすい運営を行なうことを検討していきたいと考えております。</p> |
| 238 | <p>・区民センター等の公共施設の使用料金が高くなり、サークル活動もままならない。このあたりを是非議論してほしい。</p> | <p>条例に基づく場の支援といたしましては、地区会館や市民集会施設など既存の施設に関する情報提供なども対象としております。 なお、その利用料につきましては、基金による財政的支援の中で活動に係る経費の対象となることもあると考えております。</p> |
| 239 | <p>・施設として、地区会館や市民集会施設を重点的に活用してほしい。その場合、「減免」ではなく、「利用券」のような形で会館に収入が入るような助成を検討してほしい。</p> | <p>条例に基づく場の支援といたしましては、地区会館や市民集会施設など既存の施設に関する情報提供なども対象としております。 なお、その利用料につきましては、基金による財政的支援の中で活動に係る経費の対象となることもあると考えております。</p> |
| 240 | <p>・まちづくりセンターの機能の充実を図り、市民と行政の一体化を進めることが必要。</p> | <p>まちづくりセンターは地域のまちづくり活動の核となるよう、そのコーディネート機能、情報提供機能等の一層の充実を図っているところですが、今後もそのレベルアップに努め、先に制定した自治基本条例の基本理念である市民が主役の市政運営に努めていきたいと考えております。</p> |
| 241 | <p>・既存の施設について、エルプラザやちえりあのように、気軽に使えるような仕組みを整備してほしい。</p> | <p>市民活動の活発化のためには、活動の場を確保することが重要です。既存の公共施設の利用状況をふまえた利用方法の見直し、民間の空き施設の情報収集・提供の呼びかけなど、他の支援策と組み合わせながら、より利用しやすい、有効な活用方法を検討していきたいと考えています。</p> |
| 242 | <p>・市民活動に地域の会館がどの程度使われたかを指標としてほしい。</p> | <p>ご提案の趣旨を踏まえて今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|-----|--|--|
| 243 | ・「拠点」とされる市民活動サポートセンターがどういう組織か、言及した方がよい。 | 札幌市市民活動サポートセンターは、「情報収集・相談機能」「研修学習機能」「交流活動支援機能」「団体活動支援機能」という4つの機能を柱に運営されており、つねに市民ニーズや市民活動の状況の変化を念頭に置きながら、活動の場の支援及び他の支援を含めた、札幌市における市民活動の総合的な支援を、条例制定後も行っていきます。 |
| 244 | ・場の支援の中で、サポートセンターを拠点に総合的な支援を行うとあるが、場の支援を総合的に行うという意味か。「総合的な支援」とは4つの支援を指す言葉と捉えられる。 | |

<財政的支援について> 16件

(財政的支援全般) 7件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 245 | ・市民活動促進は公の事業でもあるため、資金的支援においては、市役所も一定の予算措置が必要。 | 現在、活動のための融資制度である「さっぽろ元気NPOサポートローン」、各部局の助成制度などが既に行われています。 |
| 246 | ・条例による財政的支援の対象を具体的に示して議論すべき。 | 基金による助成対象については要綱等において定めます。 |
| 247 | ・市の財政的支援と、基金による支援の位置づけの違いを明確にした方がよい。 | 市の財政的な支援の一つとして基金による支援があります。 |
| 248 | ・市が財政支援をする場合、そのプロセスを明確にしていく必要があるのではないか。 | この条例では、市民、事業者による基金に積み立て、それを助成金として市民活動に対して支援する、市民が市民を支えるという趣旨です。 |
| 249 | ・市の施策について、「予算の範囲内」における予算項目は何か。また予算額はどの程度を想定しているか。 | 予算の具体的項目及び内容については、順次作成作業を進め、決まり次第、公表します。 |
| 250 | ・財政的支援をするのであれば、団体の情報をもっと一般市民に提供すべき。 | 支援対象となる団体はもとより、市民活動を行う団体の情報の公開に努めていきます。 |
| 251 | ・上限はあってもよいので、ボランティアに対し、交通費の助成があるとよい。 | 基金が行う助成対象は団体が行う公益的な事業となるので、事業の遂行に当たり、交通費が合理的な経費と認められれば助成対象経費になります。 |

(1%支援制度関連) 5件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 252 | ・1%支援制度の再検討を行ってほしい。コストがかかるのは、条例実施においても変わらない。 | 希望する市民の個人市民税の1%相当額を、希望する市民活動団体への助成に充てることのできる、いわゆる「1%支援制度」については、制度創設・運営のための多額のコスト等の費用対効果の問題、非課税者が参加できない等の参加の間口の問題、本市の厳しい財政状況を踏まえた財政の硬直化の問題等の理由から、当面は導入しないこととしました。財政的支援については、寄附の受け皿となる基金を設立し、さまざまな寄附の方法や仕組みを用意することで、幅広い市民が気軽に寄附ができ、活動に参加できるような寄附文化の醸成を図っていきます。 |
| 253 | ・断念した1パーセント寄附制度だが、ホームページなどで導入費用の寄附を募り、導入可能な金額まで積み立ててはどうか。 | |
| 254 | ・非課税の市民も参加できるよう、全ての市民を対象とした投票形式の1%支援制度を導入してほしい。 | |
| 255 | ・1%支援基金は、税の使い方として特定するのはおかしいし、導入することで、市民の納税意識が高まることはないと思える。 | |
| 256 | ・1%支援制度はコストがかかるし、非課税者を含めた市民の総意が反映されるか疑問なため反対。 | |

(財政的支援に反対、懐疑的) 4件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 257 | ・市の財政そのものが減少していく中、どのように動いていくのか。 | 市の予算の範囲内で行う財政的支援に関しては、活動のための融資制度、寄附を財源として行う先駆的活動への資金助成、各部局で行っている助成制度などがありますが、いずれに関しましても、その制度運営に関する事務コストの見直しを随時行い、運営の効率化を図っていきたくと考えております。 |
| 258 | ・市民活動は基金で支援することとなっており、市が予算の範囲内で活動資金の助成をするのは矛盾がある。削除すべき。 | 基金に受け入れた寄附は、市の公金として予算に計上し、収入及び支出を行うことから、予算の範囲内で助成を行うと表現したものです。従いまして、市民が市民を支えるという基金の考え方に反するものではありません。 |
| 259 | ・財政が厳しい中で市が市民活動を財政的に支援するのはおかしい。基金の設置のような支援は賛成。 | |
| 260 | ・市が財政的支援を行うことは、条例案の基本となる寄附・基金の理念に反するのではないか。 | |

【5 寄附文化の醸成を目指します】 29件

(寄附文化醸成に賛成) 3件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----------------|------------------------|---|
| 261 ～ 263 | ・寄附文化の醸成、良いことだと思う。(3件) | 条例により、多くの市民が市民活動に関心を持ち、市民活動への寄附を気軽に行えるような仕組みを作りたいと考えています。 |

(わかりやすさ、透明性が必要) 7件

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 264 | ・寄附額などの具体的な数字を示すなど、わかりやすい取組をしてほしい。 | 条例制定後には、具体的な寄附金の目標額を掲げ、市民及び事業者の協力を集めながら取組を進めてまいります。 |
| 265 | ・寄附文化に馴染みのない日本人の関心を集めるため、目に見える形でのリターンを充実させるか、それができなくとも、用途を明確にし、結果を報告させることは必要。 | ご意見のとおり、寄附がどのように使われたかについて情報公開することは大切と考えています。また、寄附者に対しては、お名前をホームページ等に掲載したり、寄附を受けた団体から感謝の形の報告や活動情報などが行くようにするなどしていきたくと考えています。さらに、一定金額以上の寄附者に対しては感謝状の贈呈や寄附者の名前を冠した基金の設置などについても考えています。 |
| 266 | ・寄附文化の醸成のための「必要な環境づくり」の具体的な方法はあるか。 | 必要な環境づくりとして、まず、寄附を行う多様な方法の用意があります。これは具体的には公共施設等への募金箱の設置、パソコンを通じてのワンクリック募金、基金の会員からの会費の納入、給与の端数を寄附する端数クラブ、市民活動フェスティバルでの募金活動などが考えられます。また、寄附を行う側も寄附者に対して必ず活動の報告を行ったり、当該団体が行うイベントへの案内を送付するなど、寄附者に対する積極的なアプローチを行っていただきます。このように、寄附を行う市民・事業者と寄附を受ける団体が相互に交流・コミュニケーションを図っていくことができるような仕組みを市がつくり、相互のやり取りが活発化していくことにより、市民活動の寄附文化が醸成されていくと考えています。 |